

(第百一十四條)

議員の任期

議員の任期は四年とし、一任限りであるが、再選を許す。

議員の任期は四年とし、一任限りであるが、再選を許す。

議員の任期は四年とし、一任限りであるが、再選を許す。

議員の任期は四年とし、一任限りであるが、再選を許す。

議員の任期は四年とし、一任限りであるが、再選を許す。

議員の任期は四年とし、一任限りであるが、再選を許す。

議員の任期は四年とし、一任限りであるが、再選を許す。

議員の任期は四年とし、一任限りであるが、再選を許す。

議員の任期は四年とし、一任限りであるが、再選を許す。

議員の任期は四年とし、一任限りであるが、再選を許す。

議員の任期は四年とし、一任限りであるが、再選を許す。

議員の任期は四年とし、一任限りであるが、再選を許す。

選挙権の徹底的改正要求に関する件

本文

日本憲法上の選挙権の拡大、重なる中、国会、府県会、市町村会選挙法の徹底的改正を要求する。

一、満十八才以上の男子の選挙権、被選挙権の獲得

二、居住制限、選挙罪則、供托金制度の廃止

三、文書、言論に依る選挙運動の完全なる自由

四、軍人軍属、官公吏の選挙権の獲得及び選挙権行使の自由

五、刑余者の選挙権及び被選挙権の獲得

六、投票当日の公休、日給の公費負担

七、大選挙区制、平等投票制の採用

八、選挙費用の一定及びその公費負担

九、一般投票に依る選挙監視委員会の設置

十、選挙に際して選挙法違反、選挙妨害及び強行等を犯したる官公吏等若しくは議員の懲罰

理由

国会に対する普通選挙法を施行せしむるが、従来の制限が加へられてゐるが、選挙の制限が加へられてゐるが、選挙